

# 「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（案）」 に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年1月10日（月）～令和4年2月8日（火）
- (2) 周知方法 町ホームページ、おがわ情報メール、町公式ツイッター、回覧おがわ2月号
- (3) 資料の閲覧場所 町役場2階環境農林課、各町立公民館、町立図書館、パトリアおがわ（小川町総合福祉センター）、ココット（小川町子育て総合センター）、町ホームページ
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、意見など、所定の内容を「意見提出書」に記入し、直接、又は郵送、メール、FAXで  
町役場環境農林課まで提出

## 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数 186件（33人）  
・持参 10人  
・郵送 0人  
・メール 17人  
・FAX 6人
- (2) 意見の概要と意見に対する町の考え方 別紙のとおり  
※ 貴重なご意見、ご指摘ありがとうございました。

## 「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
1	第1条	「…太陽光発電設備が…地域の環境及び住民意識と調和させた適切な実施…目的とする」とあるが、森林を伐採、造成、更地化し、太陽パネルを並べ景観、環境を一変させ、自然災害の激甚化につながりかねない事業との調和は矛盾しており、非現実的である。	・住民の方からたくさんのご意見をいただき、下記のとおり修正させていただきます。 〈修正案〉 第1条 この条例は、太陽光発電設備が良好な生活環境及び景観、豊かな自然環境並びに生物多様性に及ぼす影響に鑑み、当該設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域住民等の安全な生活及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 ・当町といたしましては、太陽光発電事業を全て禁止するのではなく「抑制」する考え方のもと、条例を制定するものです。
2	第1条	「この条例は、太陽光発電設備が良好な生活環境及び～」とあるが、良好な生活環境とは何を主語としているのかその具体が分かる表現とされたい。また、太陽光発電設備の設置による土砂災害が後を絶たない昨今、住民の安全・安心な生活に対する影響についても目的に含むべきと考える。	・No.1と同様
3	第1条	目的が「…適正な実施を誘導する」ということは、どんな場所でも作ることが前提になります。それでは条例制定の意味がなくなります。住民の生活、自然環境が安全に維持できることを保障することが条例制定の目的ではないでしょうか。「誘導する」が目的ではないはずです。森林を伐採しておいて「適正な実施」はありません。そこで「…誘導する」という文言はカットする「…地域の自然環境・住環境の安全な維持を目的とする」に変更する	・No.1と同様
4	第1条	(促進を目的とするのではなく、保全を目的とする。) 「この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する事項を定めることにより、町民の生命及び財産の保護、豊かな自然環境及び生物多様性を守り、良好な景観の形成並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。」に変更。	・No.1と同様
5	第1条	地域の環境及び住民意識と調和させた適正な実施を誘導することを目的とする。→調和させることを目的とする。	・No.1と同様
6	第1条	「調和させた適正な実施を誘導することを目的とする」を→「調和させることを目的とする」に書き換える。	・No.1と同様
7	第1条	当該設備の設置及び管理について必要な事項を定めて、地域住民の福祉及び町民の意向に反する事業は許可しないことを目的とする。 ☆条例制定の目的は作らせる事ではなく、規制することである。	・No.1と同様
8	第1条	条例制定の目的は作らせることより規制することであろう。誘導ではないと思う。小川町の「環境保全条例」「町の総合基本計画」「太陽光発電の適正実施に関するガイドライン」等、すでにある自然環境保全の町の方針を大切にしたら、森林伐採の太陽光発電は、認められないと思う。「誘導する」という作る前提ではなく「地域の環境及び住民意識と調和させる」とか「住民意識を重視する」等にしたらと思う。	・No.1と同様
9	第1条	適正な実施を誘導することを目的とする→適正な事業となるようにすることを目的とする 理由 事業者が計画する太陽光発電設置の事業は、町として誘導するものではない。町が指導し強制的でも適正なものにすることである。	・No.1と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
10	第1条	<p>論理的矛盾 「生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性に及ぼす影響に鑑み」という認識を明示したからには、当然ながらこれらを保全していこうという強い決意が目的として置かれるべきところです。「適正な実施を誘導する」ことはあくまでもその目的を達成するための手段の一つです。この表現は平成29年制定の要綱からの引継ぎのようですが、条例という、より強制力を持つものに移行する意義は、町のあるべき姿を宣言し、それに照らして個々の条文を導く点にあります。ちなみに宮城県丸森町では、人命が失われる事故が相次いだことから条例改正に踏み切り、＜その設置の規制に関して必要な事項を定め、災害の発生を防止し、豊かな自然環境及び良好な生活環境を保全する。＞と第1条「目的」を簡潔に述べています。</p> <p>抽象的用語 「住民意識」という抽象的な概念も条文には適切ではありませんし、「調和させる」に至っては何をもって「調和」とするのかの基準も明確ではなく、前段で示した影響についての認識を打ち消している印象となっています。町には地方自治体として最小限の財源とリスクで最大限の公共の福祉を実現する責務があり、それをこそ目的として掲げなくてはなりません。</p> <p>よって、前段の「鑑み」以下は、次のように改善すること提案いたします。</p> <p>＜町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な景観の形成並びに豊かな自然環境及び生物多様性と生活環境を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。＞</p>	・No.1と同様
11	第1条	自然環境保全の町の方針がある、森林伐採を前提の太陽光発電は認められないはず！ 「誘導する」は、作ることが前提であり、おかしいと思う。	・No.1と同様
12	第1条	<p>「当該設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより地域の環境及び住民意識と調和させた適正な実施を誘導することを目的とする」とても分かりづらい文章になっています。「適正な実施を誘導」は「地域の環境及び住民意識と調和」に対する文言だと思うのですが、「当該設備の設置及び管理」に対して言っているとも取れてしまい、設置させることを目的にしている条例とも取られかねないと思います。ですから「地域の環境及び住民意識と調和させることを目的とする」として曖昧な部分を削ぎ落してほしいです。</p> <p>第1条は第6条により町民の責務にもなっている重要な条文です。町民はこの条文に縛られるわけですから「適正な実施を誘導」という文言は受け入れがたいものです。</p>	・No.1と同様
13	第1条	<p>「この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する事項を定めることにより、町民の生命及び財産の保護、豊かな自然環境及び生物多様性を守り、良好な景観の形成並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。」に変更。</p> <p>[理由／意見] (案)では、「地域の環境及び住民意識と調和させた適正な実施を誘導することを目的とする。」とあり、事業の実施が目的とされている。それは基本的におかしい。不適切な事業に規制を設けて、町民の生命や暮らし、豊かな自然環境や生活環境を守ることがこの条例の目的となるべきであり、ときがわ町や越生など近隣の多くの自治体の条例や案では当然ながら、そうなっている。これから小川町はゼロカーボンシティーを目指して、再生可能エネルギーの普及を図っていく必要がある。しかし外からの資本に任せた普及策では、必ず、今現在起きているような住民との齟齬が生じる。普及させるべき施設は、その恩恵を住民が享受できるものでなければならない。万が一その施設により不都合が生じた時すぐに修正ができ、あるいは中止できるものでなければならない。そのためには、基本的に住民および住民団体が所有し、管理し、運営する施設を柱に、この町のプランを組み立ていかねばならない。可能ならばその生み出されたエネルギーも住民がまず利用できる仕組みが望まれる。小川町には、地元NPOが所有する市民共同発電所が2箇所あり、別のNPOの生ゴミ発酵施設がすでに、そのモデルとして存在している。今後どういう太陽光発電施設を、どのように普及させて行くのか、全町的な合意を形成して行く必要がある。しかし、今回の条例は、住民との協議もできないまま、広大な自然を開発しようという事業計画が複数あるという差し迫った状況があり、それをどうするかという内容にならざるを得ない。この場合はやはり規制の側面を強くするべきである。住民と会話のできない事業者に、この町の貴重な自然を委ねるべきではない。</p>	・No.1と同様
14	第1条	目的を「地域の環境及び住民意識と調和させた適正な実施を誘導すること」としています。実施が適正であるか否かを判断する基準は、「小川町第5次総合振興計画」、「小川町環境保全条例」第3条「基本理念」および本条例7条「地域との共生」と合致するか否かで判断されると理解してよろしいでしょうか。上記以外に参考する予定の判断基準がありましたらご教示ください。	・設置が適正かどうかを判断する基準は、町の各種計画との整合性や、各種関係法令を遵守している事や、第15条（適正な設置）や第20条（適正な維持管理）によるものと考えています。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
15	第1条 第5条 第7条 第12条	地球温暖化は人類の生存にもかかわる重大問題となっている。そのため、「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化対策に重要な役割を果たす森林を守る」ことを条例案の（目的）第1条、（事業者の責務）第5条、（抑制区域）第7条、（地域住民等との協議）第12条（3）項に加える。	・ご意見として賜ります。
16	第2条	（まちづくりとの整合性）「前条の目的を達成するため、「小川町都市計画マスターplan」及び小川町が定めるまちづくりの方針との整合性がなければならない」を追加。	・ご意見として賜ります。
17	第2条	「(6) 地域住民等 太陽光発電設備を設置する土地の周辺に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びに事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など、生活環境等に一定の影響を受けると認められるものをいう。」に変更。 [理由／意見] 太陽光発電事業により影響を受けるものが、(案)文だと狭められて解釈される恐れがある。当該事業地の下流域の住民や農業林業、観光業に関わるもの、自然保護活動に関わるものなど広く、ここに含めることにより、第10条の事業者の説明会の対象とすべきである。	・分かりづらい事や、住民の方からたくさんのご意見をいただき、下記のとおり修正させていただきます。 〈修正案〉(6) 地域住民等 次に掲げる者をいう。 ア 事業区域の周辺に居住する者 イ 事業区域の周辺の土地又は建築物を所有、占有又は管理する者 ウ 事業区域が存する行政区、水利組合等の団体（構成員を含む。） エ 太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると認められる者
18	第2条	(6)地域住民等（前半はそのまま）「事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など、生活環境に一定の影響を受けると認められる者及び地域住民が求める専門知識を有する者をいう。」に変更。	・No.17と同様
19	第2条	(6)「地域住民等」の規定…地域住民が必要とする専門家の意見も述べてもらいたい。（専門家参加）また、関係地域の外に住んでいる親族も入れるべきと思う。	・第2条は用語の定義を定めたもので、地域住民等に専門家を入れることは、考えておりません。 ・地域住民の親族については、「生活環境等に一定の影響を受けると認められる者」に該当するかの判断になると考えます。
20	第2条	(6) 土地を管理している者=農地を借りて耕作している方が含まれるのか不明です。明確に定義をお願いいたします。	・No.17と同様
21	第2条	(6) 地域住民等の定義について周辺に居住する者、土地の所有者、行政区水利組合など生活環境等に一定の影響を受けると認められる者とある。周辺で環境保護活動をする者や農業従事者、下流域の住民も含めて欲しい。	・No.17と同様
22	第2条	(6) プリム跡地の太陽光事業についても、地域住民の粘り強い反対運動と共に様々な分野の専門家の知見が大きく影響しています。単に事業区域だけの住民でなく、影響を受ける地域や住民が必要と思う専門家を含めたうえでの「地域住民等」の意味付けが必要です。「認められる者」の次に、「及び地域住民が求めるが求める専門知識を有する者」を挿入する	・第2条は用語の定義を定めたもので、地域住民等に専門家を入れることは、考えておりません。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
23	第2条	(6) 地域住民等 前半はそのままとし、次の部分をカットする「事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など」そしてその後の「生活環境に一定の影響を受けると認められる者」の後に新たに「及び地域住民が求める専門知識を有する者をいう」とする。理由 「行政区」「水利組合」等は当然「生活環境に一定の影響を受ける者」に入るし、行政区といつても範囲が広い。例えば内洞沢、菖蒲沢の例をとっても、行政区といえば中爪となるが、内洞沢に住んでいるのは、たった一軒だけ、景観等の影響を受けるのは東小川団地の人々、業者は区の役員、区長等に強く働きかける、区としてはあまり影響がないから、ついいい加減になる。他の地域においても同じような状況が生まれる恐れはある。また、自然への影響、特に生態系などについては地域住民はあまり把握していない。専門家に学ぶ以外ない。専門家の知識が必要になる。	・No.17、No.22と同様
24	第2条	(6) 「地域住民等」の規定について 地域住民が必要とする専門家にも是非参加してもらい、専門的意見を述べてもらう。また、地域外に住んでいる地域住民にも参加してもらう。	・No.22と同様
25	第2条	(6) 「事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など、」を削除し、「本事業により（生活環境等に一定の影響を受けると認められる者）」することを提案します。条例制定者にその意図がなくとも地域住民が「行政区、水利組合」に限定されるような印象を与えます。さらに「行政区、水利組合」は「生活環境等に一定の影響を受けると認められる者」に含まれるため実質的に内容の変更はありません。	・No.17と同様
26	第2条	(7) 定義とは、誰にでもわかるように規定することです。太陽光発電設備とは、どの類の設備のことを指すのかわかりません。土地の造成や草刈りの段階で設置する計画地の「囲い」なども設備だ！と事業者が主張したら、どう返答するのでしょうか？事業者とモメル温床にならないように、具体的に規定をお願いいたします。	・(7) 設置工事「太陽光発電設備の設置に係る工事」とは、「土地の開発・造成工事（土地の開発・造成を行わない場合には太陽光発電設備の設置工事）」と考えております。
27	第4条	「事業区域を適正に管理」の意味するところを、例示を用いる等して、より具体化した記述とされたい。	・土地所有者と事業者が同じ場合は、第20条に適正な維持管理に努めることを規定しています。具体的な内容は施行規則で規定することとしております。 ・土地所有者と事業者が違う場合は、事業者が適正な維持管理を行えば、土地所有者の責務を果たせるものと考えています。
28	第5条	「事業者は、関係法令等を遵守するとともに、事業区域 <u>当該事業により影響を受ける地域</u> の雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等と良好な関係を保たなければならない。 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、速やかに <u>自己の責任において</u> 必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならぬ。」に変更。 [理由／意見] 事業者の責任で、災害が発生した時に、条文では「事業区域の雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害を防止し」とあるが、これでは、周辺、町全体に絡む災害が、当該事業に起因した場合、事業者の責務ではなくなる。特にメガワットクラスの事業では、周辺に与える影響は大きくなる。 また、第24条において、町長が事業者に必要な措置を講ずるよう指導または助言を行う内容に、第2項(7)で事業区域外での被害に関する事態が想定されているが、このことと、整合性を取る必要がある。住民の生命と暮らしにかかる箇所である。もっと事業者の責任を明確化させる必要がある。	・下記のとおり修正させていただきます。 (修正案) 事業者は、関係法令等を遵守するとともに、事業区域からの雨水等による土砂・汚泥の流出や、水害等の災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等と良好な関係を保たなければならない。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
29	第5条	「事業者は…生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等と良好関係を保たなければならない」とあるが、この条文を言葉だけにしない担保を、どのように考えているのか。	・事業者の責務を遵守しない場合は、第24条で定める、指導、助言及び勧告等を行う事を考えております。
30	第5条	区域制限 「事業区域の」が「雨水等」だけでなく「災害」まで係るように読みます。昨年発生した東水穴の事例のように、「事業区域」を越えるからこそ、住民は突然の災害に巻き込まれるわけです。事業区域を発生源とした雨水や土砂は何百メートルもの範囲で住民の生活基盤を破壊します。何キロも先の河川にまで流れ込みます。よって「事業区域からの」は削除することを提案いたします。	・No.28と同様
31	第5条	<p>「事業者は、関係法令等を遵守するとともに、事業区域<u>当該事業</u>により影響を受ける地域の雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害を防止し、（以下同じ）</p> <p>2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係わる事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときには、<u>事業者が解決する責務を負い、再発防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、太陽光発電設備の維持管理及び撤去ならびに復元に要する費用を（以下同じ）」に変更。</p>	<p>・第1項 No.28と同様      ・第2項 以下のとおり修正させていただきます。      〈修正案〉      2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係わる事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、再発防止に努め、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。      ・第3項 原文のとおりとさせていただきます。</p>
32	第5条	「事業区域の雨水等による…災害を防止…」とあるが、その事業が原因となる災害は、事業域外にも大きな影響を及ぼし、災害を招く場合もある。「当該事業が原因となる…」に変更して、区域外にも適用できるようにする。	・No.28と同様
33	第5条	「事業者は、 <u>「小川町都市計画マスターplan」等まちづくりの諸方針を尊重し、関係法令等を遵守するとともに、」</u> に変更。	・ご意見として賜ります。
34	第5条	変更：事業区域→事業区域および事業により影響を受ける地域 ※事業区域の外の影響に対しても、責務を負う必要があります。むしろ、外の方が地域住民には影響が大きいと考えられます。	・No.28と同様
35	第5条	1 里山の自然が壊された場合、その被害は下流域や農業に多大の被害を及ぼすことが考えられます。したがって、事業者の責務は単に事業区域内にとどまらず、影響される地域も含める必要があると思います。しかも、多くの場合、事故が起きてもそのまま放置される状況です。事業者が誠意をもって解決に当たるよう、第3条の町の責務との関係を明確にしてほしいです。 また、資金面でも信頼に足る事業主かどうか見極められるよう資金計画も公開させるべきです。「遵守するとともに、事業区域」の次に「及びその事業に影響を受ける地域の」を入れる。	<p>・地域の記述につきましては、No.28と同様。      ・資金計画につきましては、事前協議及び事業計画の届出時に提出するよう、施行規則に規定することとしております。なお、公表することは考えておりません。</p>
36	第5条	「事業区域の雨水等による…災害を防止し…」とあるが、その事業が原因となる災害は事業区域外にも大きな影響を及ぼし、災害を招く場合がある。だから、「当該事業が原因となる雨水等による…」と区域外にも適用できるようにする。	・No.28と同様
37	第5条	事業者は、関係法令等…流出や水害等の災害を「未然に」（挿入）防止し、生活環境・景観・その他自然環境を侵してはならない。	・No.28と同様
38	第5条	豪雨災害の頻発化、大規模化に備え、事業者の責務は影響を受ける地域全体（河川下流部を含む）を対象とすべきです。自然の反乱等は行政区をしばしば超えるものです。	・No.28と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
39	第5条	3 追加：→また、金額等、用意できる旨を示す証明書をそえて町長および地域住民に明確に提示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画につきましては、事前協議及び事業計画の届出時に提出するよう、施行規則に規定することとしております。</li> <li>・資金計画には、保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用（設置費用に係る費用の5%以上を目安とする）も計上することとしています。また、2022年度から廃棄費用等積立制度が始まります。</li> <li>・公表することは考えておりません。</li> </ul>
40	第5条	3 「費用を確保し、公表しなければならない」とする。 「町の基本理念に基づき、町の方針に則った計画にしなければならない。」を入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用については、No.39と同様。</li> <li>・計画については、ご意見として賜ります。</li> </ul>
41	第5条	3 「費用を確保しなければならない。」を、「費用を設置工事の開始前に確保しなければならない。」に変更されたい。	・No.39と同様
42	第5条 第20条	3 「…費用を確保しなければならない」とあるが、「確保」だけではなく、「確保し公表しなければならない」とする。 理由 確保してあることが、地域住民にも知らされていなければならないと思う。	・No.39と同様
43	第5条	3 次文言を追加する 工事代金の10%を、工事完了後、運用開始前に金銭信託とし、積立を行うものとする。事業終了後は、すみやかに積立金等を使用して、原状復帰工事を完了させる。	・No.39と同様
44	第5条 第20条	「事業区域」という文言がありますが、「事業区域及び当該事業によって影響を受ける周辺地域」に変更をお願いします。 理由 プリムローズ計画地の太陽光発電事業では、事業の周辺に民家や河川があり、災害時には事業区域内だけではなく、周辺地域への影響が大きいことが明らかです。近隣地域住民の安全を保障することこそが条例の重要な役割です。事業者が都合よく条例の網目をかいぐることのないよう、広く想像力の働く条例にしてもらえばと思います。	・No.28と同様
45	第6条	「2 町民は、太陽光発電事業に関する町の施策及び条例に定める手続きの実施について、意見を述べることが出来る」を追加。	・第11条で「事業計画について意見を申し出ることができる」としていますので、現在の記述で問題ないと考えております。
46	第7条	「抑制区域として指定する区域」の不法投棄、最終処分により・・・残置されている場所が抑制区域として指定する区域となっているが、むしろこのような不法投棄などによる廃棄物が残置されている場所は抑制区域ではなくて、有効活用の意味から抑制するよりも太陽光発電事業として活用すべきと考える。	・設備の設置により廃棄物の適正処理が困難になるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障が生じるおそれがあることから、抑制すべき区域と考えます。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
47	第7条	「抑制区域」に農業用ため池周辺林地も含めるべきである。農業用ため池周辺林地は「ため池」の集水域として重要な役割を果たしており、これらが伐採、造成、開発されれば「ため池」の水量にも影響が出ることは明らかであり、水田経営に重大な影響を及ぼすことになります。加えて、小川町の「ため池」も農業遺産の対象になっていて、一次審査はクリアしています。「ため池」周辺の開発は農業遺産登録に否定的影響を及ぼします。	・農業用ため池周辺林地を含めることは考えておりません。 ・農業遺産は「ため池を使った農法」の認定であり、「ため池の見た目、景観」ではないと思われるため、登録に影響はないものと考えております。
48	第7条	以下のような提言・事情は、町としては「抑制」ではなく「禁止区域」を設けるべき十分な理由と言えます。 小川町環境審議会 委員からも「抑制」ではなく「禁止」に踏み込むべきだと意見が出ています。議事録によれば委員から「小川町では、周辺にゴルフ場ができたときから水系がやられてきて、谷津田にいた生きものが極端に減ってしまっている。トウキョウサンショウウオもゴルフ場の下流からはいなくなった。抑制区域の中にも禁止区域を定めないと、小川町として、まちづくりが進まないのではないか。」という実体験に基づいた貴重な指摘もあります。 県の審議会 昨年12月に開催された令和3年度第2回埼玉県環境影響評価技術審議会においても、小川町の特徴的な条件に言及し「本事業予定地は多様な生物種を保持する埼玉県屈指の豊かな里山生態系が形成されている」としています。 ため池 町内には「ため池農法」のため池があることが、より一層里地里山に固有の生物多様性を支えてきたことから世界農業遺産への登録を目指しています。こうした事実を考慮すれば、「抑制区域」ではなく、自立型の太陽光発電（いわゆる野立て型太陽光発電）は、今後いっさい設置を認めないという環境保全戦略が必要です。 「促進区域」対応 小川町環境審議会の議事録によれば事務局は「土砂災害警戒区域でも、災害が発生しないような工事を行えば、基本的には設置は可能だ」としていますが、「災害が発生しないような工事」を町が担保することは不可能です。今後、国は再エネの「促進区域」を地方自治体に迫ってきます。町としてはこの条例制定を機に「警戒区域」を禁止区域として、住民の生活基盤がこれ以上営利事業に侵食されないよう守る義務があります。 財産権・営業権に優先 禁止区域の設定が財産権・営業権の侵害に当たるとする論がありますが、公共の福祉はこれらの権利に優先することはいくつもの判例が証明しています。第1条の「目的」は、その公共福祉追求の宣言とするべきものです。素案にある「住民意識と調和」や「適正な実施を誘導」では、この姿勢が否定されています。 よって、「抑制区域」とは別に法に基づき指定され、行為が制限される危険区域を指定する「禁止区域」を設けることを提案いたします。	・「禁止区域」を設定して規制することは、他の事業における規制との比較、土地の使用や事業活動の自由、既存法令の許認可との調整などの諸条件を十分検討し、また、他自治体では、訴訟に発展している事例もございますので、弁護士への相談を行った上、「抑制区域」としました。
49	第7条	「町長は、災害の防止、良好な自然環境及び生物多様性等の保全又は太陽光発電事業と地域との共生のため、特に配慮が必要と認められる区域を事業者に対し事業区域に含まないように抑制区域として指定する。」に変更。	・多様な生態系の保全が必要な区域につきましては、根拠法令等がないため、抑制区域としての場所の指定が難しいなどの課題がありますが、施行規則に規定できるか検討しています。
50	第7条	別添の「抑制区域として指定する区域」に追加 ○多様な生態系の保全が必要な区域（計画地に含む場合は、小規模であっても規則で定めるところにより環境影響調査を実施しなければならない） ○炭鉱跡地等軟弱地盤（計画地に含む場合は、小規模であっても規則で定めるところにより地質調査を実施しなければならない）	・生態系保全区域については、No.49と同様。 ・軟弱地盤区域については、ご意見として賜ります。
51	第7条	抑制ではなく規制とすべき。関連法令に準拠しつつ、定量的な技術基準を設けて無秩序な開発を企画段階で抑止すべきと考える。	・No.48と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
52	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域がどこなのか、はっきり住所・地図等で明示する必要がある。</li> <li>事業区域に抑制区域を含めないような規制が必要ではないかと思う。「…配慮が必要と認められる区域は事業区域に含まない抑制区域として指定する」と変更する。</li> <li>絶滅危惧種の生息地は「禁止区域」とする町の姿勢を鮮明にした方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域の位置については、条例施行時にホームページで明示することを考えています。</li> <li>禁止区域につきましては、No.48と同様。</li> </ul>
53	第7条	抑制区域として指定する区域は禁止区域にすべき区域ではないでしょうか。禁止区域を設けないと強制力がなく悪質な事業者程守らない事が考えられます。抑制区域は林地などを包括的に指定するべきではないでしょうか。ガイドラインに強制力が無かった事から悪質な事業者に小川町の自然環境を壊されてきた過去を繰り返さないで欲しい。また各メーカーがコンディショナーの電磁波による影響範囲を100メートル程度とマニュアルに記載している事から、その範囲に民家などが存在する場合も禁止区域にすべきと考えます。	・No.48と同様
54	第7条	太陽光発電施設が増加し乱開発が懸念される。1件当たりの面積は小さいものでも、合わせると広大な広さになる。現状を調査し抑制地域を定期的に見直すことを盛り込んで欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域につきましては、必要に応じ施行規則の見直しをしていく事を考えております。</li> </ul>
55	第7条	<p>町の土地利用計画は太陽光設置に優先すべきです。保安林の伐採など、許されないはずです。ましてや生物多様性の宝庫で、絶滅危惧種の存在が確認された県内屈指の貴重な里山。それこそ小川町が現在及び未来の町民のために残すべき宝です。町の自然を守り、住民の安全を守るための条例なのですから、はっきりと絶滅危惧種の存在地や土砂災害危険区域は「禁止区域」とすべきです。隣接又はそれに準ずる町内の山林はすべて抑制区域に指定してほしいです。サシバにしても営巣地だけあればよいわけではありません。また、「抑制区域」とは、事業区域に含めない区域としてとらえる必要があります。単に町長が「求めることができる」では、事業者を規制できません。案の中に「抑制区域として指定する区域」とありますが、具体的にどこなのかもわかりません。そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「抑制区域として指定する区域」がどこか、はっきり住所・地図で明示する。</li> <li>「特に配慮が必要と認められる区域は事業区域に含まない抑制区域として指定する」と書き換える。</li> <li>絶滅危惧種の生息地や土砂災害危険個所、特に谷間への盛土による設置等は土砂流出の危険が極めて高く、住民の生命・財産を守る見地から認められないで禁止区域とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域の位置については、条例施行時にホームページで明示することを考えています。</li> <li>禁止区域につきましては、No.48と同様。</li> </ul>
56	第7条	<p>抑制区域として、森林法を根拠とするのが「保安林の区域」のみでは不十分であると思料するところ、「保安林の区域およびそれに隣接する幅○メートルの区域」のように可能な限り広目に設定いただきたい。</p> <p>また、最寄りの人家あるいは公共施設から○メートル以内には設置を許可しないこととしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域につきましては、No.54と同様。</li> <li>禁止区域につきましては、No.48と同様。</li> </ul>
57	第7条	<p>「町長は…抑制区域とし、事業区域に含まないよう求めることができる」では不十分である。当然禁止区域もあるべきである。最初の案には、第7条 2として「次に掲げる区域は、法規制等により発電施設の設置は出来ないものとする」とあるが、この案には上記のように弱い表現になっている。抑制区域として指定する区域」の表が別紙として示されているが、「抑制」ではなく「禁止」とすべき区域が多々ある。特に「絶滅危惧種の生息地」などは、その「禁止区域」の筆頭でなくてはならない。抑制・禁止区域は、はっきり図面で示す。</p> <p>理由　述べるまでもないが、この条例の目的は、事業から町民の生活と健康、そして福祉を守るためにものであり、小川町の自然、文化、環境を守らなければ意味がない。ほかの自治体（ときがわや越生）の「条例」を見てもそうなっている。絶滅危惧種に至っては、小川町だけの問題ではなく日本、いや世界の問題である。</p>	・No.48と同様
58	第7条	<p>「抑制区域として指定する区域」に追加</p> <p>○多様な生態系の保全が必要な区域（計画地に含む場合は、小規模であっても環境影響調査を実施しなければならない）</p> <p>○炭鉱跡地等軟弱地盤（計画地に含む場合は、小規模であっても地質調査を実施しなければならない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系保全区域につきましては、No.49と同様。</li> <li>軟弱地盤区域につきましては、ご意見として賜ります。</li> </ul>

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
59	第7条	抑制区域がどこなのか、はっきり住所、地図で明示すること。事業区域に抑制区域は含めないことの規制が必要です。2行目、特に配慮が必要と認められる区域を…を→特に配慮が必要と認められる区域は事業区域に含まない抑制区域と指定する。と書き換える。また、絶滅危惧種の生息地は「禁止区域」として、事業区域にはしないことの町の姿勢を条文で明確にすべきです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制区域の位置については、条例施行時にホームページで明示することを考えております。</li> <li>禁止区域につきましては、No.48と同様。</li> </ul>
60	第8条	<p>手順 「計画を公開し周知するため」であるならば、事前協議、住民説明会を終え事業計画の届出をするときとすべきです土地を囲って標識を立てる行為は住民に町が了承したかの錯誤を与えます。よって、その計画が公的な手続きを踏み、住民等の異議がないことを確認したのちとすることを提案いたします。</p> <p>またこの項目は第20条「適正な設置」の規則に含めたほうが条文全体の流れを阻害しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町いたしましては、事業説明会の前に計画を公開し周知するために必要な行為であると考えております。</li> <li>第20条に含めることは、ご意見として賜ります。</li> </ul>
61	第9条	<p>届け出の前に町長と協議、この時こそ町の計画や禁止区域・抑制区域を避けるよう強く指示・勧告しておく必要があると思います。また、「県内屈指の生態系の宝庫」と言われる小川町は、事業規模にかかわらず環境影響評価調査の実施を義務付け、それをこの段階で事業者に指示できる体制をとってほしいです。そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2で「町長は…できる」となっているが、「できる」を取り去り、「指導助言、指示勧告をする」に変更する。</li> <li>「協議があったときは」の次に「第1条、第2条、第7条に則り、小川町の特性を踏まえ、事業規模にかかわらず環境影響評価調査を実施するなど、必要な対策を行うことを指導助言、指示勧告をする」とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条は事前協議として事業計画の届出を行う日の60日前までに、事業に関する計画について町長と協議する事を規定しています。</li> <li>環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。</li> <li>第2項の「…指示勧告をする」への変更につきましては、ご意見として賜ります。</li> </ul>
62	第9条	「町長と協議しなければならない。」を、「町長および町長が必要と認めた有識者と協議しなければならない。」に変更されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町いたしましては、事前協議時に必要に応じ専門家の意見を求めることがあります。</li> </ul>
63	第9条	2 「…指導又は助言、勧告をすることができる」→「…ことができる」を削除する。	・ご意見として賜ります。
64	第9条 第10条	手続きの順序の確認 事業者が事業をしようとした際、①町長との協議 ②地域住民等への説明会となっているが、業者が町長との協議は済んだと説明会で話せば、もう町は了解済みということになり住民から何を言っても仕方がないとならない懸念される。本来は、①町への連絡 ②地域住民等への説明会・協議 ③町長との協議とするべきではないか。（そうすれば、町長は住民の心配や意向を知った上で、業者と協議できる。）だとすると、9条と10条を入れ替える必要が出てくる…	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町いたしましては、住民説明会後に事前協議を行う事を想定しております。</li> <li>手続きの流れ（フロー図）を分かりやすくするため、条例施行時にホームページで公表する事を考えております。</li> </ul>

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
65	第9条 第10条 第11条	<p>時系列・期限 この3点が相互にどのように関係するのかが判然としません。この条例により事業者だけでなく町民も責任を課せられます（第6条町民の責務）。よって、事業者だけでなく住民がどこにどの時点で関与できるのかを整理し、最終的な公開時にはフロー図を付けることを提案いたします。</p> <p>地域とのコミュニケーション 環境配慮ガイドライン（環境省）では、立地検討段階で町に設置計画を伝え、この段階で周知や説明をすべき住民等の範囲や地域の実情等を確認することを求めています。引用＜立地検討段階で、地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知することは、事業を円滑に進める上で必要です。＞よって、町としても立地検討段階で事業計画を相談することを義務付けるよう提案いたします。</p> <p>住民への説明 環境配慮ガイドライン（環境省）では、事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で、事業計画案の説明を行うことを求めています。引用＜市町村や都道府県の助言、地域コミュニティの代表者からの情報提供等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行うことが重要です。＞よって、町としても事業計画の認定申請を行う前に適切な範囲の地域住民等に対する説明を義務付けるよう提案いたします。</p> <p>意見・苦情等の受付 環境の破壊という目に見える事象だけでなく、土地の売買や水利権等をめぐる住民同士の精神的葛藤、事業者による分断作戦などは土地で生活し耕作し続けてきた住民に疲弊をもたらしています。けれども住民から事業者に対して直接苦情等を言うことは精神的な負担が大きく、多くの場合「泣き寝入り」を強いられているのが実情です。町はどの時点であっても担当部署でこうした苦情等を受け、事業者に対応をするよう促し、その結果を精査し住民生活の安寧を守るよう組織体制を整えていかなくてはなりません。それにより蓄積された苦情とそれへの処置等は行政府にとって、事業者を指導・監督する際の大きな指標となります。よって、「意見の申出」については担当部署が隨時受け付けるとすることを提案いたします。なお、飯能市ではガイドラインではありますが、すでに事業計画策定の初期段階から適切な情報提供が図られるよう改正を実施しています。飯能市主な改正点 文末にその一部を転記しますので、ご参照ください。また、協議はどの段階でも設定し、それを住民も把握しやすいフロー図にまとめてあります。</p> <p>事業者、市、地域住民との協議の進め方（図） こうした仕組みがあつてはじめて住民は安心して事業者に物を言えるようになります。「適正な実施」はその場所に暮らす住民の監視なくして実現しません。その住民の意見を常にフィードバックできるように工夫をしてください。◆参考資料＜飯能市ガイドラインから＞ 第6 設置に当たって遵守すべき事項 1 近隣住民等への説明会の開催等</p> <p>(1) 事業内容（計画概要、工事施工方法及び維持管理計画等）、防災や環境保全及び景観保全の対策、事業に関連する事項についての説明会を、次の時点できれいに開催してください。      ①FIT法※による事業計画認定申請前 ②FIT法※による事業計画認定後(太陽光発電施設設計画届出書提出前) ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p> <p>(2) 説明会・協議を実施したときは速やかに、「飯能市太陽光発電施設住民説明会等実施報告書（様式第6号）」に自治会の代表者等の確認を受けた上で資料の写し、会議録、出席者名簿を付けて正副2部を市長に提出してください。</p> <p>(3) 説明会後でも近隣住民等から意見、要望があった場合は、近隣住民等との協議の場を設けてください。なお、同意事項については自治会代表者等との間で書面により締結してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続きの流れ（フロー図）を分かりやすくするため、条例施行時にホームページで公表する事を考えております。</li> <li>・当町といたしましては、事業者に対し「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう求めてまいります。</li> </ul>
66	第10条	1 「説明会等を開催するなど」では、どこかの事業者のようにYouTube動画で配信して済ませたり、コロナ禍を理由に回覧板で済ませたりなど、いいかげんな対応の温床になります。「など」ではなく、「『説明会の開催』またはそれに該当する方法にて」事業計画に関する周知・・・のように、と規定し、説明会開催の逃げ道を作られないようにしてください。	基本的に地域住民等への説明については、説明会を行うよう指導していきます。新型コロナウイルス感染症対策などで説明会が出来ないことを想定し「等」としております。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
67	第10条	この説明会の参加者は、当該事業区域のみの住民だけでなく、少なくとも小川町住民や影響を受ける可能性のある地域住民など、希望する者を拒まないという確認が欲しいです。また、説明会を周知徹底なしでの開催は無効でやり直し、住民が要求したら応じるなど、民主的運営・実施が求められます。過去には、こっそり・威圧的・排除が目に余る状況でした。事業者の勝手な運営を許さない説明会にする必要があります。そこで5「開催したときは、」でなく「開催するときは、参加希望者を排除せず、事業者の説明だけでなく、参加者の意見に誠実に答えるよう民主的運営に努める。」を入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響のある可能性のある地域住民等の排除はしないよう、事業者に求めてまいります。</li> <li>適切な説明会になるよう、説明会には、町職員もオブザーバーとして立ち会うことを想定しております。</li> <li>周知なしでの開催をさせないため、説明会を開催する日の30日前までに開催日時等を町長に報告しなければならないとしております。</li> </ul>
68	第10条	2 説明会の開催の「回数」についての規定が抜けています。環境審議会の回答で回数制限は無しにしますとの回答があったと伺いました。説明会の回数を制限なくしなきゃいけない、または、最初からしっかり説明しなきゃいけない、という抑止力を明示し公表することで、いい加減な事業者の参入を防げる効果を発揮できるので、明確に規定してください。いいかげんな説明会を開催された場合、再度の開催を要請する町民の手間が発生します。町民の安心安全な生活と時間（公共の福祉）が奪われないように、明確に規定してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会の回数は、第2項で「事業者は、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう説明に努めなければならない」としておりますので、理解を得られるまで説明会は何回でも開催する必要があると考えますので、回数の制限は設けておりません。</li> </ul>
69	第10条	5 この報告内容が、事実かどうかの担保と確認はどのようにして実施するのでしょうか？ 説明会は、いい加減な内容で紛糾したにも関わらず、そうではない報告、またはその事実が隠蔽された場合、役場側はどのようにその事実を知るのでしょうか？ この報告書も、役場のホームページに掲載し、関係の地域住民が確認できるようにしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会には、町職員もオブザーバーとして立ち会うことを想定しております。</li> </ul>
70	第11条	<p>「<u>地域住民等及び災害・自然環境・景観・生活環境の観点から意見を有するものは、前条の規定による説明会等を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができ、併せて環境影響評価調査の実施を求めることができる。</u></p> <p>2 事業者は、地域住民等から意見の申出、<u>環境影響評価調査の実施の申出があつたときは、その内容を速やかに町長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>町長は環境評価影響調査の可否について速やかに決定し、事業者及び地域住民等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>事業者はこの決定に誠意を持って対処しなければならない。」に変更。</u></p> <p>[理由／意見] 災害に直結する地層、水系の問題や、環境問題は、広く専門家の意見も反映させなければ、正しい判断の難しいことが多々ある。住民の命に関わることなので、意見を申し出ることのできる範囲を、是非とも広げていただきたい。又、小川町では里山の自然を生活環境とする希少動植物が多数確認されている。サシバ、ミゾゴイ、ホトケドジョウといった絶滅危惧種も、事業計画予定地内や周辺で確認されている。環境アセスメントが義務づけられていない規模の事業にあっても、その生息に大きな影響が出る恐れがある。その恐れがある場合、事業者に対し環境影響調査を求めることが出来る旨の規定も、必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会については、地域住民等に対して行うものと考えております。</li> <li>環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。</li> <li>当町といたしましては、事前協議時に必要に応じ専門家の意見を聞くことを考えています。</li> </ul>

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
71	第11条	「地域住民や専門家等は」とすべき。自然環境や災害防止には、専門家の知見が必要欠かせない。「意見を申し出ることができ」のあとに、「合わせて、事業の規模にかかわらず、環境影響評価調査の実施を求めることができる」を付け加える。 3で「町長は環境影響評価調査の可否について速やかに決定をし、事業者及び関係住民等に通知しなければならない」を加える。 4「事業者は誠意をもって対処しなければならない」を加える。	・No.70と同様
72	第11条	1 追加：→併せて環境影響評価調査の実施を求めることができる。 ※加えて、町には、専門家と協議し、事業者に環境評価調査の実施を要求していただきたいです。	・環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。
73	第11条	1 地域住民等の後に「専門家及び太陽光発電設置問題について意見を有する者」を付け加える。また、「意見を申し出ることができ」のあとに、「合わせて、事業の規模にかかわらず、環境影響評価調査の実施を求めることができる」を付け加える。 理由 規模が小さくても、設置計画地域にサシバ、ミゾゴイなど絶滅危惧種の生息場所があるかもしれない。きちんと環境影響調査をする事が必要と考える。	・No.70と同様
74	第11条	2 追加：「意見の申出〇があったときは」 ○→および環境影響評価の実施の申し出	・No.72と同様
75	第11条 第12条	「地域住民」だけでなく、そのあとに「及び住民が求める専門知識を有する者等は」を追加する。2で「申し出があったときは」のあとに「事業者は誠意をもって対処し、」を追加する。	・No.70と同様
76	第12条	「事業者は、前条第1項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。」 協議するだけでは意味がないので第14条で町長と義務付けられている協定と同様の文言で、「設置工事着手前に当該事業に関する協定を申し出のあった地域住民等と締結しなければならない」として欲しいです。でなければ悪質な事業者ほど協定を結ばない、結ぶ義務が無いと形だけの協議で終わらせるでしょう。	・協定の締結については、事業者と個人での協定等の締結は個人への負担が増大する事を考え、想定していません。 ・第12条（地域住民との協議等）第3項は、下記のとおり修正させていただきます。 〈修正案〉 行政区、水利組合等一定の影響を受けると認められる団体は、事業計画に対して、災害の防止、良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全並びに景観に関する事項について、必要に応じ、事業者に協定又は合意（以下「協定等」という。）の締結を求めることができる。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
77	第12条	「協議」を重ねてもなお住民の納得は得られないことがあります。そういう場合は、本来なら設置不可能とするべきです。それを「協定」という形で住民に妥協させようというわけですから、ここでいう「協定」は、住民から求められれば、事業者は必ず応じなければならない義務とし、その「協定書」は第13条の「事業の届け出」の必須書類に位置付けるべきです。「協定書」が未完の場合は届出ができないと。その「協定書」を締結できるのは、「行政区、水利組合等」だけでなく、当該事業で影響を受けるすべての地域住民を指すということにしてほしいです。3「行政区、水利組合及び当該事業で影響を受けるすべての地域住民は…もとめることができる。」	・No.76と同様 ・協定の締結について、第4項で規定しているとおり、義務となります。その写しについては施行規則で事業計画の添付書類として規定することとしています。
78	第12条	3「…事業者に合意又は協定の締結、『事業の中止』を求めることができる」（下線部分を加える）とする。	・ご意見として賜ります。
79	第12条	<p>「3 行政区、水利組合等第1項において協議を申し出した地域住民等は、事業計画に対して、災害の防止、良好な生活環境及び自然環境の保全及び景観に関する事項について、必要に応じ、事業者に合意又は協定（以下「協定等」という。）の締結を求めることができる。          4 事業者は、前項の協定等を行政区、水利組合等第1項において協議を申し出した地域住民等から求められたときは、協定等を締結し、併せて当該書面の写しを町長に提出しなければならない。」に変更。</p> <p>[理由／意見] 小川町で現在計画されているメガワットクラスの事業で、住民の理解を得ようとしている事業者は、残念ながら一つもない。形だけの説明会で済ませようとしている。中には太陽光発電の事業の説明会を一度も開かない事業者さえいる。そうした状況で、事業が行われ、もし住民に不都合な事態が生じ、あるいはその可能性が予見された場合、我々はどこに話をして、どういう対応をとっていいのか術がなく、被害を受けるだけとなる。</p> <p>基本的に住民と話ができる事業者は、その地で事業を行なってはならない。</p> <p>その意味から、事業の届出が提出された段階では、住民の理解が得られないなければならない。不都合な事態に対して、事業者はこうすることという、協定が交わされなければならない。さらに言えば、協定を遵守する事業者ならば、最初から、住民と良好な関係を築くことができるだろうが、これまでの例では遵守されず、うやむやになる事態が多々ある。悪くすれば町がその尻拭いをしなければならない。</p> <p>事業者との約束の実効性を担保するには、町が事業者の動向を把握し、必要ならば住民との協議を取り持つ必要がある。窓口にならなければならぬ。先祖から受け継ぎ、将来に引き渡すべきこの地の土地と自然を、何ha,何十haに渡り壊し、何十年占有する事業である以上、町としても、そのくらいの覚悟で条例の制定に臨んでいただきたい。</p> <p>3項で、協定等の締結を求めることができる者が、行政区、水利組合等、となっている。これでは、当該事業により影響を被る住民たちをカバーすることができない。汚染残土により被害を受ける農業団体、洪水等で被害を受ける下流域の住民、豊かな観光資源で事業を営む観光業者、良好な自然環境、生活環境を望む住民団体などである。つまり、(定義)における(6) 地域住民等 でなければならない。</p>	・No.76と同様
80	第12条	<p>3 行政区、水利組合等地域住民等は、（以下同じ）          4 事業者は、前項の協定等を行政区、水利組合地域住民等から求められたときは、<u>地域住民等と十分に協議をした上で協定等を締結し、（以下同じ）なお、協定等は、必要に応じそれぞれの地域住民等と締結する。</u>」に変更。</p>	・No.76と同様
81	第12条	3「行政区、水利組合等は」と始まっているが第2条（定義）（6）にて定義されているように、「地域住民等」に「行政区・水利組合」は含まれているのだから「地域住民等は」とならないと個人は権利が無い事になってしまう。生活に影響を受けるのは個人であり、町民の生活が区長や水利組合の判断で決まるのは明らかにおかしい。	・No.76と同様
82	第12条	3「行政区、水利組合、地域住民等は」という部分は地域住民が主たるものである為、地域住民等の一文でいいのではないのでしょうか。	・No.76と同様
83	第12条	<p>3、4 変更：「行政区、水利組合等」→「地域住民等行政区、水利組合等」          ※「第2条(6) 地域住民等 太陽光発電設備を設置する土地の周辺に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びに事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。」とあるように、一定の影響を受ける者すべてに認められないこと、大きく影響を受けるにもかかわらず、泣き寝入りする者が出てきてしまうのでは、と心配されます。</p>	・No.76と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
84	第12条	<p>3 「行政区、水利組合等」を「第1項において協議を申し出た地域住民」と変え、その後の「事業計画に対して、災害の防止、良好な生活環境」の次に「ならびに自然環境」を入れる。4項においても同様に「行政区、水利組合等」を「第1項において協議を申し出た地域住民等から求められたときは…」とする。</p> <p>理由 前にも述べたとおり、行政区とすると区の役員区長などが中心ととらえられ、判断が偏ってしまう恐れがある。水利組合も同様である。行政区も水利組合も「地域住民等」に入ることは当然である。</p>	・No.76と同様
85	第12条	3 行政区、水利組合及び <u>地域住民等</u> は、（以下同じ）	・No.76と同様
86	第12条	3、4 「行政区、水利組合等」を「地域住民等」に変更することを提案します。事業計画に対して、災害の防止、良好な生活環境の保全及び景観に関する事項について、事業者と協議して適正な設置および管理のための協定を作成するには「行政区、水利組合等」では範囲が狭すぎます。	・No.76と同様
87	第12条	4 協定等を行政区、水利組合及び <u>地域住民等</u> から求められたときは、 <u>行政区、水利組合及び地</u> 域住民等と十分に協議をした上で協定等を締結し、（以下同じ）なお、協定等は、行政区ごとに締結する。	・No.76と同様
88	第12条	(3.4.) –ここでは行政区、水利組合との協定書について定められているが、様々な事情で協定書を締結しなかった場合の結果・責任はどうなるのか。亦、仮に協定を締結したとしても、事情により事業者が事業譲渡せざるを得なくなった場合、事業継承をする事業者が協定書の継承を拒否する例もある。こうした場合の対応はどうなるのか。	<p>・協定の締結は事業者の義務になります。</p> <p>・事業承継時には協定の効力の承継も条件とすることを協定書に記載するよう指導してまいります。</p>
89	第12条 第14条	「協定等」ならびに第14条における「協定」に関し、その雛型や必須記載項目を事業者から提供されるのでは事業者側に一方的に有利となることが危惧されるため、国・県・学識者等の助言を得ながら作成することを可とする旨を盛り込まれたい。また、協定の履行の状況を第三者が確認し公表できる仕組みを盛り込まれたい。	・協定の内容につきましては、各地域の事情により様々なものとなる事が予想されますので、行政区等に対しましては、他地区の協定内容についてアドバイスをする事を考えております。
90	第13条	<p>1 「…説明会等の内容を記録した書類および<u>地域住民等</u>と締結した協定書等を添えて、…</p> <p>2 (6) <u>当該事業に関わる資金計画書</u> (7) 前各号に掲げるもののほか、…」に変更。</p> <p>【理由／意見】 A. 着手前に事業者が届けねばならぬ書類に、地域住民等との協議の締結書面を加える。これにより、事業者と地域住民等との合意がなされた上での工事着手が、明確になる。協定には工事そのものに関わることも当然含まれる。工事が終わってから結ばれても、意味がないケースもある。</p> <p>B. 提出すべき事業計画に、資金計画も加える。計画されている事業には巨額の資金が必要となるものがある。事業者には最後まで責任を持ってもらわねばならない。当然ながら、事業者の適格性を、町および住民は見定めねばならない。</p> <p>折しも、去年の12/27で県知事は、さいたま小川町メガソーラーの環境影響評価準備書に対する意見書を経産大臣に送っている。そこで、知事は冒頭から「当該工事は極めて高度な技術が求められ、多大なコストと万全な施工管理を要する。」と述べ、さらに「事業地外からの残土搬入を行わない案、搬入量をできる限り減らす案も検討すること」と述べている。そうなると当該事業は資金的にかなり難しいものになると思われる。数十億円、数億の単位での事業に関しては、きちんと事業者の適格性をみる資金計画の書類は、不可欠である。</p>	・協定書の写し及び資金計画書につきましては、事業計画の届出に必要な添付書類として、施行規則で規定することとしています。
91	第13条	事業計画届には「地域住民等との協定書」及び「事業に係る資金計画書」が必要とすべきです。	・No.90と同様
92	第13条	「事業者は～説明会等の内容を記録した書類及び <u>地域住民等</u> と締結した協定等を添えて」に変更。 2 (5)の次に(6)として、「当該事業に関わる資金計画書」を追加。	・No.90と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
93	第13条	2 「(5)太陽光発電設備の維持管理計画（太陽光発電設備の廃止後の措置、林地開発地は植林、を含む）」に変更。	「廃止後において行う措置」の中で集約されていると考えます。
94	第13条	2 「事業計画」の記載事項に、事業の資金計画も加えられたい。	・No. 90と同様
95	第13条	届け出の段階で、台風などで破損したり、地域住民への被害が出たりした場合の責任と対応について具体的措置を明確にしておく必要があります。町長は、最重要事項として確認すべきです。同時に、事業終了時、どのような状態に戻すのかを届け出の時点で計画書に明確にしておくことと資金面の確保の公表が必要です。途中で倒産・売却があってもあいまいにならないようにしておかなくてはなりません。「説明会等の内容を記録した書類と共に、協定書を添えて・・・」とする。(5)(6)維持管理期間中について、事業者を監督する責任は町長にあることを明記する 事業終了時は(5)に含めず、別項を立て、どのような状態に戻すのかを明記させる。事業者は資金面の確保を公表し、信頼につなげる	・維持管理計画の中で、被害が出た場合の責任の所在について、明記するよう求めてまいります。 ・事業者と行政区の協定の中で責任の所在について、記載している事例もございます。 ・資金計画（保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用）及び協定書の写しは、事業計画の届出時の添付書類として、施行規則に規定することとしています。
96	第13条	(事業計画の届け出)の中には、地域住民等との締結した協定書が添えられていないければいけない。そのため「第13条 事業者は…説明か等の内容を記録した書類」の後に「及び地域住民等との締結した協定書を添えて…」とする。そして、第2項の中に「当該事業に関わる資金計画書」を(6)として挿入する必要がある。 理由 事業者が、町長に提出する者が「地域住民への説明会の記録書」だけでは、地区住民が納得したことにはならない。協定書抜きにしてはならない。	・No. 90と同様
97	第13条	2 (5)の次に(6)として、当該事業に関わる資金計画書	・No. 90と同様
98	第14条	「町長が必要と認める場合において、規則に定めるところにより、設置工事着手前に当該事業に関する協定を町長と締結しなければならない。」とあるが、どのような場合に町長は必要と認めるのか、どのような規則なのかを、明確に示していただきたい。 やはり知事は、前掲の書面で、事業者に対し、「河川などに水位計を設置するなど、水位の継続的・定期的な状況把握及び流量解析など情報収集に努め、洪水被害・土砂災害の予測と地域への早期の情報提供を実施し、当該調整池・河川・水路のオーバーフローによる洪水被害や土砂災害の防止を図ること」と述べている。極めて適切な指摘である。また土壤汚染にも触れ、「放射能物質も含めた汚染物質の管理に万全を期すこと」とも述べている。事業予定地における汚染は有機の里として脚光を浴びている小川町にとって、非常に大きな痛手となる。これらの調査や対応に関しては、事業者に任せただけでは、誰が考えてもうまく機能するわけがない。町が事業者とともに協定を結び、共同の体制が必要となる。	・当町といたしましては、基本的には50kW以上の事業に対しては、協定の締結を考えております。50kW未満の事業につきましては、事業内容等を考慮しながら必要に応じ協定を締結することを考えています。 ・協定を締結する事項につきましては、施行規則で規定することとしています。
99	第14条	「町長が必要と認める場合」となっていますが、「忠実履行」を求める協定が町長の判断に任せられることは、事業者への対応に公平性を欠くことになります。恣意的な裁量が働くとなれば不当不法な圧力が町当局にかかることも考えられます。そのような事態を避けるためにも事業者には一律町との協定を義務付けることが妥当です。よって、事業者は実施に必要な手続きを終了したときは、当該事業に関する協定を町長と締結しなければならないとするこれを提案いたします。	・No. 98と同様
100	第14条	「町長が必要と認める場合において」を削除。	・No. 98と同様
101	第14条	最も影響を受ける地域住民が最終の締結内容を知るのは当然で必要不可欠です。「町長は締結した協定の内容を速やかに地域住民等に公表しなくてはならない。」	・協定内容の公表につきましては、その方法を検討いたします。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
102	第14条	「町長が必要と認める場合において、規則で定めるところにより、」を「原則として、」に変更することを提案します。すべての事業について町長と協定を結ぶ必要はないと思いますが、原則すべての事業に締結を義務づけることで、小規模なものや住民との信頼、協力関係が構築できていることが客観的に確認できる事業については機械的に例外と判断することができます。「町長が必要と認める場合において」とすると、町長が必要と認めなかった事業において不測の事態が生じた時、過度な責任を町長に負わせることになるのではないかと危惧します。	・No.98と同様
103	第15条	本条例（案）には、造成工事に関わって、伐採立木の処理、残土搬入対策がないが、これらについての整備の必要性について、どのように考えているのか。	・造成工事や立木の伐採につきましては、施行規則で規定することとしています。
104	第15条	規則の中に（最新の地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインに基づくこと等を盛り込む。）	・各種ガイドラインの遵守につきましては、施行規則で規定することとしています。
105	第15条	適正な設置とは何か、条件を具体的に明示すべきではないだろうか。	・適正な設置につきましては、施行規則で規定することとしています。
106	第15条	<p>この条文だけでは適正かどうか全くわかりません。細かいところは「規則に定める」でよいかもしませんが、基本的なものは条文に書くべきですか。少なくとも、禁止区域・抑制区域外であること、環境影響評価の面で問題がないこと、地域住民の生活に危険が及ぼないこと、地域の歴史や景観壊しにならないこと等の内容をしっかり明記してほしいです。「適正な設置とは、禁止区域・抑制区域外であること、環境影響評価の面で問題がないこと、地域住民の生活に危険が及ぼないこと、地域の歴史や景観壊しにならないこと等をいう。」</p> <p>「地域住民等が適正でない設置をしていると思ったときは、工事着工中でも協議を求めることができ、事業者はそれに応じなければならない。」の2つの文を加える。</p>	<p>・適正な設置につきましては、施行規則で規定することとしています。</p> <p>・環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。</p> <p>・適正な設置が守られていないときは、町が立入調査や指導等を行うことを考えてまいります。</p>
107	第16条	下里の事例のように、届け出た内容より伐採面積が大きいなどの違法行為に対し、見過ごすことがないようにしなければなりません。2項にあるように「検査し、適合していると認めたとき」ならいいのですが、問題は「適合していないとき」です。適合していないときどうするのか、全く書いてなく、事業者の言うこと丸のみのような条文です。伐採しすぎたとき、事業者は植林し、面積を規定通りにしたが、植林した苗木はほとんどが枯れたまま放置という話をあちこちで聞きます。表面だけつじつまを合わせるような「適合」を許さない町の姿勢が重要です。「町長は・・・適合していない箇所がある場合は、工事完了を認めず、発電させない。」	・届出に適合しない箇所がある場合には、第24条（指導、助言及び勧告）の対象となり、それに従わない場合は、第25条（公表）や第26条（国及び県への報告）となり、F I T法において、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっています。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
108	第16条	2 検査の結果が不適合であった場合に町が事業者に対し指示できる是正措置の範囲を明記されたい。	・No.107と同様
109	第17条	「事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、事前に町および地域住民等とその跡地の利用について、協議し、協定を締結の上、廃止しようとする日の30日前までに規則に定めるところにより、その旨を町長に届けでなければならない。」に変更。 【理由／意見】先述の意見書で、知事は、「耐用年数を迎えた後も設備を更新し、事業を継続していくことを約束する必要がある」と述べている。しかし、FITの買い取り期間の終了後は事業者にとって金銭上のメリットはなくなるので、それなりの規模の事業地の場合、残土搬入業、場合により産廃の捨て場などに切り替えることが、充分に予想される。また発電事業を継続する場合でも、町がどう関わるかは、ゼロカーボンの視点からも、非常に重要になる。そうしたことから、事業廃止後に関しては、事業開始に当たり、地域住民等や町と協議したと同じ理由から、協議して決定される必要がある。もとより地域の自然に育まれて地域の暮らしが形成され、今後も引き継がれていくべきものである以上、太陽光発電事業は、地元が管理運営し(つまりもし問題があると分かった場合、すぐに変更できる施設である)、地元の暮らしを潤すものでなければならぬ。基本的には、それ以外は作らせるべきではない。残念ながら、この条例の対象になる現在の多くの事業が、町民にはなんの恩恵もない事業であることは、きちんと把握しておきたい。	・跡地利用につきましては、土地所有者の判断と責任においてされるものであることが前提であることから、本条例で規定することはなじまないと考えております。
110	第17条	(1の次に2として)「廃止後の土地利用については、町及び地域住民等と協議の上、決定する。」を追加。(復元が基本?) (2を3として最後に)「町は、解体・撤去及び廃棄等が適切に実施されたかを確認する。」を追加。	・No.109と同様
111	第17条	1 「…廃止しようとするときは」の次に「事前に町及び地域住民等と協議し、協定を締結の上」を付け足す。	・No.109と同様
112	第17条	事業廃止の場合、使用した土地は元に復帰させることを原則とすべきです。土地改变等不可逆的改造を施した場合は、町、地域住民等と協議の上決定するとすべきです。	・No.109と同様
113	第17条	2 「廃止しようとするときは」の次に「事前に町及び地域住民等とその跡地の利用について協議し、協定を締結の上」を付け足す。	・No.109と同様
114	第17条	2 「事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、」に変更。	・太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他必要な措置が速やかに行われた後に「廃止」となることから、条文の変更はいたしません。
115	第17条	廃止するときには「地域住民等との協議」が入っていない。2項として「廃止後の土地利用については、町及び地域住民等と協議の上決定する」を加える。 理由 「設置」の時だけでなく「廃止」の時も地域住民との協議を抜きにしてはならない。住民にとっては、メガソーラをそのまま放置されたのでは困る。また、その跡地はどうするのか。地域住民にとっては大きな問題である。	・No.109と同様
116	第17条	(1の後に2として追加)廃止後の土地利用については、町及び地域住民等と協議の上、決定する。	・No.109と同様
117	第18条	「地位の継承に当たっては、町及び地域住民等と締結した協定等を継承することを必須条件とする」を追加する。	・地位の承継時における協定等の承継につきましては、協定書にその旨を明記する事を想定しています。
118	第18条	(1の次に2として)「地位の継承にあたっては、町及び地域住民等と締結した協定等を継承することを必須条件とする。」を追加。	・No.117と同様
119	第18条	第2項を設け「地位の継承に当たっては、町及び地域住民と締結した協定書を継承することを必須条件とする」を設ける。 理由 当然のことである。	・No.117と同様
120	第18条	(1の後に2として追加)なお、地位の継承にあたっては、町及び地域住民等と締結した協定等を継承することを必須条件とする。	・No.117と同様
121	第19条	「当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り」と除外事項の規定があるが、土地所有者自体も所在不明になる場合もあるので、除外事項は削除すべきである。	・ご意見として賜ります。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
122	第20条	<p>「事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内当該事業により影響を受ける地域を常時安全かつ良好な状態となるよう、規則で定めるところにより適正な維持管理をしなければいけない。併せて、事業者は、町や住民等からの要求がある場合、生態系、土壤、水系など、この町の生活・自然環境と大きくかかわると思われる重要な項目に関して、共同で継続的な調査や監視の機関を作らなければならない。その結果を、速やかに公表しなければならない。」に変更。</p> <p>[理由／意見] メガワットクラスの事業にあっては、広い範囲で様々な影響を及ぼす。調査し、異常が認められた時は直ちに住民や関係者に通知し、適切な対処しなければならないことを、明記しておきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条（適正な維持管理）につきましては、事業地内の適正な維持管理を定めたものですが、事業区域から土砂等が流失した場合の対応等も含め、施行規則で規定することとしています。</li> <li>・機関の設置や結果公表につきましては、ご意見として賜ります。</li> </ul>
123	第20条	<p>「適正な維持管理」とは？ 具体的に対策を追加した方がよいと思う。災害の防止、自然環境の保全、生物多様性の保全、街並み・景観・史跡・文化財等への配慮、保守点検、非常時の対応等。適正ではない場合、町としてはどう対処するのかを明確に示す。協定違反の場合、町の権限として是正できるようにする必要がある。</p> <p>「発電設備及び事業区域内」→「当該事業により影響を受ける地域を常時安全かつ良好な状態」とすべき。</p> <p>また最後に「事業者は町や住民から要求があれば、生態系、土壤水系等、この町の生活・自然環境と大きくかかわると思われる重要な項目に関して、共同で継続的な調査や監視の機関をつくらなければならない。その結果を速やかに公表しなければならない」を加える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.122と同様</li> </ul>
124	第20条	林地開発を伴う太陽光発電施設の建設については、最終処分までの維持管理計画書の提出、山林の復元計画等を含めた長期資金計画書の提出を義務付けることを盛り込んでほしい。また、維持管理報告書を毎年提出させ確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理計画や資金計画（保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用）は、事業計画の届出時の添付書類として、施行規則に規定することとしています。</li> <li>・保守点検の報告につきましては、必要に応じ町長に提出するよう、施行規則に規定することとしています。</li> </ul>
125	第20条	<p>「適正な維持管理」とは、次の観点から具体的対策をとる必要があると思います。災害の防止、自然環境の保全、生物多様性の保全、街並み・景観・史跡・文化財等への配慮、保守点検、非常時の対応、協定書の遵守等 適正でない場合、町としてはどう対処するのかが大事な点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定違反のばあい、町の権限として是正できるようにする</li> <li>・「発電設備及び事業区域内」だけを「常時安全かつ良好な状態」にするのではなく、「当該事業により影響を受ける地域を常時安全かつ良好な状態」としなければならない。町はそのために指示・勧告をする。</li> <li>・台風等で破損した場合、事業が原因で地域住民に被害が出た場合等、事業者は速やかな修理・補償の処置を講じる。</li> <li>・「事業者は町や住民等から要求がある場合は、生態系、土壤、水系等、この町の生活・自然環境と大きくかかわると思われる重要な項目に関して、共同で継続的な調査や監視の機関をつくらなければならない。その結果を速やかに公表しなければならない」を付け足す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な維持管理につきましては、非常時の対応等についてなど、施行規則で規定することとしています。</li> <li>・協定を遵守しなかった場合は、第24条（指導、助言及び勧告等）の対象となります。</li> </ul>
126	第20条	<p>文章中の「事業区域内」を「当該事業により影響を受ける地域を」に替える。また、本分の後に行を替え、「合わせて、事業者は、町や住民等からの要求がある場合、生態系、土壤、水系など、この町の生活・自然環境と大きくかかわると思われる重要な項目に関して、共同で継続的な調査や監視の機関を作らなければならない。その結果を、速やかに公表しなければならない。」を付け加える。</p> <p>理由 メガワットクラスの事業にあっては、広い範囲で様々な影響を及ぼす。調査し以上が認められた時は、直ちに住民や関係者に通知し、適切な対処をしなければならないことを明記しておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.122と同様</li> </ul>

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
127	第22条	「町長はこの条例の施行に関し必要があると認めるときは」としていますが、第20条の「適正な管理」を履行させるには、事業者からの報告を義務付けることが必要です。よって、年に1回、事業地より下流の区・集落組合・水利組合等から意見を聴取して、治水・利水の措置が十分に機能していることの確認を義務付けることを提案いたします。	・ご意見として賜ります。
128	第23条	「職員」を「職員等」に変更。（有識者や専門家等も同行できるように）	・立入調査につきましては、町職員での対応を想定しています。関係課と協力の上、実施いたします。
129	第23条	1 「また、地域住民等から希望が会った時はその代表を調査に加えることが出来る」を付記する。そして、2項目に「職員」のあとに「及び住民等の代表」を書きくわえる。 理由 地区住民にも当然、調査に加わる権利があるものと思う。	・No.128と同様。
130	第24条	「町長は事業者に対して指導または助言を行うことが出来る」と規定されているが、近年各地において発生している関連トラブルにおいて、このような規定では対処出来ていない現状があるので、罰則規定で厳しく取り締まりが出来るように規定すべきである。	・罰則規定を定めることは考えておりませんが、F I T法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっていることから、国及び県への報告を行うことで、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えます。
131	第24条	2 ((9)の次に(10)として) 「第12条により締結された協定を遵守しなかったとき。」を追加。	下記のとおり追加させていただきます。 〈修正案〉 第24条2項 (3) 事業者が第12条第4項の規定による協定等及び第14条第1項の規定による協定を遵守しなかったとき。
132	第24条	2 追加して「第12条によって協定を結ばなかったとき及び協定を遵守しなかったとき」の文言を追加して欲しい。そうして頂かないと協定を結んでも踏み倒されてしまう事が考えられる。協定を結ばせるだけでなく管理・監督をして頂きたい。	・No.131と同様
133	第25条	「…氏名及び住所並びに当勧告の内容の公表『 <u>または事業の中止を求める</u> 』ことができる」（下線部分を加える）とする。	・事業の中止を求めるることは考えておりませんが、（公表）及び（国及び県への報告）を行うことで、F I T法において、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっていることから、国及び県への報告を行うことで、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えます。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
134	第25条	第24条の後に新たに25条を設け、第25条を第26条に、第26条を第27条にと順次繰り下げる。 第25条 町長は地域住民等から、自然環境、生活環境、生態系、メガソーラからの騒音、気温の変化、その他の被害の報告があったときは、直ちに業者に連絡を取り、その原因調査そして解決のための措置をとらなければならない 理由 住民にとって予期しない被害が出た場合には、その解決のために努力することは、事業者及び町にとって義務である それを「想定外の事故」などとして許されることがあつてはならない。	・ご意見として賜ります。
135	第27条	「規則」の制定を先延ばしにしないため、「この条例の制定から○ヶ月以内に定められる規則」のように期限を明確にされたい。	・「規則」は、本条例とともに令和4年4月1日から施行する事を考えております。
136	附則	(適用区分) 2 「～着手する事業について適用する。」の次に「ただし、工事の着手は、地域住民等及び町長と協定等を締結した後とする。」を追加。	・本条例では、第12条第4項及び第14条に規定する協定等を締結した後に事業計画の届出、工事着手となっております。 ・手続きの流れ（フロー図）を分かりやすくするため、条例施行時にホームページで公表する事を考えております。
137	附則	(適用区分) 追加 ただし、工事着手は地域住民等及び町長と協定等を締結後とする。	・No.136と同様
138	附則	「ただし、施行日前に設置工事に着手している事業及び設置工事が完了している事業については、第13条第3項から第5項まで、第17条、第18条及び第20条から第26条までの規定を適用する。」以上に第10条から第12条を追加して欲しい。この条例の施行が決まれば地域住民等への説明及び協議をしたくない事業者が駆け込みで設置工事に着手する事が容易に想像できます。その様な逃げ得をさせない為にも地域の理解を得ないまま着工する事業を適応区分に入れて欲しい。地域住民とコミュニケーションを図ることは事業者が遵守すると宣誓している国のガイドラインにも示されており、これを適応区分に入れる事に法的な問題はないものと思われます。	・施行日前に設置工事に着手している事業及び設置工事が完了している事業については、条例施行前でも、町のガイドラインや要綱において説明会の実施や協定等の締結について規定しています。
139	全体	太陽光発電設備を促すことは、国および国際的な目標である「ゼロカーボンシティ」実現に資する取組です。しかし、これは町の掲げる「自然の恵みと文化を未来につなぐ」将来像（小川町第5次総合振興計画）を不可逆的に毀損する危険性も有しています。過去から受け継いだ自然、文化、環境資源を将来につなげることができるかどうかの岐路に立っているという意識をもって制定準備を進められていることが随所に確認できる条例案であると思いました。	・ご意見として賜ります。
140	全体	わざわざ条例を設ける目的は、あくまでも小川町の美しい自然を保全すること。たとえ、太陽光を設置することになつても、適正かつ住民との合意が大前提であること。ここから、ぶれない条例にして比企地区のスタンダードになるものにしてほしい。 環境審議会、議会、市民の声に耳を傾けて、よりよいものにしてほしい。 条例制定と同時に（あるいは、1か月後程度で）施行してほしい。	・土地所有者の土地利用について抑制を行うものでありますことから、周知期間は必要と考えておりますが、条例公布後、令和4年4月1日施行を目標に事務を進めております。
141	全体	「規則」は、どうなっているのか。住民等への周知にもふれ、時期や方法（ホームページや回覧等）について記してほしい。=どの時点でどう周知するかを一覧にする等。	・規則の住民への周知は、条例の公布後にホームページで行う予定です。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
142	全体	<p>条例制定の目的実現するためには、以下の3点を生かしていくことが重要と考えます。</p> <p>(1) 町が都市計画法に基づき定める「小川町都市計画マスター・プラン」および関連する「小川町ZC宣言」等の「まちづくり」の実現が前提となることを明記する。また、町づくりの具体化に向けた進め方を生かして、役割分担；行政の主導的・先導的役割を果たすとともに、住民の参加を促進して行く必要</p> <p>①行政；開発事業者に本計画に位置付けた方針に基づく指導・要請      ②市民；まちづくりの取り組みに対する積極的・建設的な参加      ③開発事業者；本計画に沿った開発や建設</p> <p>(2) 小川町における最大の環境懸案「プリムローズCC開発～中止～30年に及ぶ放置、その間事業者による残土搬入等不法行為、開発中止後廃止できなかった行政対応点検等、開発事業者の不当な暴走を防ぐ手段を講ずる。</p> <p>(3) 「残土計画」～「さいたま小川町メガソーラー計画」に対し、多くの住民や林地開発に懸念を寄せる関係者の意思表示や調査活動により、町議会決議、「環境評価準備書」に対する「町長意見」「知事意見書」「環境大臣意見」が出された。地域住民等の役割を積極的に評価し生かすこと。</p>	・ご意見として賜ります。
143	全体	山林・里山の整備・保全、有機農業・OGAWAN促進、自然エネルギー推進等において、人づくり、環境保全、促進策等共通する課題が見受けられますので、総合的かつ具体的な推進計画を、関係する市民を主体にして議論し検討する「協議会」を立ち上げてまとめてゆく必要があると思われます。	・ご意見として賜ります。
144	全体	<p>小川町の生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性は、私たち、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることをかんがえて、私たち町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全を及び活用されるようぜひにして頂きたいと思います。</p> <p>それに多様な生態系の保全が必要な区域、小川町の里山はすべて、計画地に含む場合は、小規模でも環境調査を実施して下さい。</p>	・環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。
145	全体	いい加減な事業者の対応のために、地域住民が、その対応に追われ、安心安全な生活と時間が奪われないように、しっかり「公共の福祉」が守られるような条例してください。	・ご意見として賜ります。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
146	全体	<p>2回目の審議会の際にも、役場職員の方の説明で、事業者の財産権に触れるコメントがあったと思います。多くの方々が勘違いをされていると思います。条例で、財産権の侵害には、なりません。12/18（土）の第6回「全国再エネ問題連絡会」の会議に参加した方が確認した内容です。【自治体が訴えられても負けることはない】太陽光発電設備の設置運用を規制する条例の施行が、財産権の侵害にはならないことを確認しました。その理由は、事業者の財産権であるところの発電事業を、条例では中止命令は出せないからです。管轄であるところの資源エネルギー庁（経済産業省）も中止命令を出すわけではありません。長期固定価格買取（FIT認定）認定を取り消すだけで、事業中止を命令するものではありません。固定価格買取制度認定（FIT認定）が取り消されても、発電事業は今まで通りに継続ができます。（＝財産権の維持）FIT認定が取り消された場合には、国が買い取りをしなくなるので、事業者自らが電力会社と価格交渉し買い取ってもらうことになるので、価格は、かなりお安くなるので、、、そこまでの投資分を回収できなくなるか、利益率が下がり割に合わなくなり事業継続が困難になるので、発電事業を一括売却するなど、別の道での収益獲得を選択することになるだけです。条例も国（法律）も、財産権（その場所で事業ができる権利）を微塵も侵害はしません。つまり、市区町村の条例が「財産権を侵害」し、損害賠償請求されたり、その裁判に負けることはあり得ないということです。それは、条例が、事業の中止命令を出すわけではないからです。起訴は万人の権利ですから、ヤケクソで何かを理由に訴えを起こす事業者も無くはないでしょう。あるいは脅しの一種として訴える事業者もいることでしょう。その類の裁判に怯えてるようでは自治体を守ることはできないと思います。もし事業者が「財産権の侵害」を理由で訴えるとしたら、長期買取制度認定（FIT認定）を取り消した経産省です。市町村の条例は、抑止力になっているに過ぎないということです。静岡県の自治体の多くが、堂々と「許可制」を取り「禁止区域」を設けているのは、このような法的根拠の背景があるようです。発電事業者の財産権を理由に、厳しい規制ができない、と言うと「詭弁」になってしまいます。憲法 第29条の財産権の2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」となっており、公共の福祉のために、財産権は法律により制限を受ける旨が記載されています。無条件に100%保障される権利ではありません。不毛な訴訟を臆することなく、しっかり規制をして町を守っていただきますようお願いいたします。</p>	・No.48と同様
147	全体	条例制定、即施行もあり。多くの自治体では、当たり前のように条例を作ったら数カ月の猶予期間を設けて施行していますが、条例を作ったら即施行して、事業者に猶予期間を与えないことは可能ですので、猶予期間を設けずに即時施行していただけますようお願いいたします。	・No.140と同様
148	全体	今回の条例案は踏み込んだ部分もあり、以前のガイドライン等と比べると良いものになったと思います。しかし全体として国が再生可能エネルギーを推進している事に配慮してか、規制に対する姿勢が曖昧になっている部分が多くみられます。國の方針と異なる方針を出しづらい事は理解できますが、条例は規制を作るものです。推進する部分については政策で行うべきだと考えます。条例で規制を作り、それに反しないところを政策で推進していくというのが本来あるべき形ではないでしょうか。ですから条例では守るべきものと規制するものを明確に打ち出してもらいたいのです。それなくして町民は安心安全に小川町で暮らしていくことは出来ないです。	・当町といたしましては、太陽光発電事業を全て禁止するのではなく「抑制」する考え方のもと、条例を制定するものです。
149	全体	全体として地域住民等の関与を強く明確にしてほしいと考えました。町がすべての事業の監視・監督を出来るのが理想ですが、現実にはそれを完璧に行うのは難しいと思います。地域住民等の目を活用して小川町全体で監視・監督を行えるようにして下されば、自然と悪質な事業者を排除できると思うのです。ですから官民一体となり地球環境に寄与しない悪質な事業を監視していく事が必要だと考えます。細かな点の指摘が多くなってしまいましたが、細かな指摘に意見が集まっているという事は本条例草案が住民意識と近いものになって来ているという証拠でもあると思います。小川町また町民にとって良いものになるようパブリックコメント通じてあと一步良いものにしてもらえれば幸いです。	・ご意見として賜ります。
150	全体	山を切りくずしたりしてまで設置するものではないと思います。生態系がくずれてしまいます。守るべきものは太陽光の設置ではなく、森林や自然です。抑制区域や保護されている区域だけではないです。設置後、人災や自然災害でパネルが故障した場合、修繕費用もかかりますし、撤去も進みづらくなると思います。そうすると残るのは、土に返らない大量のゴミと、環境の破壊跡だけです。有機の里や、無農薬農業をすすめている町なのに、自然を壊す行為には反対します。せめて建物の上だけとかに限定すべきだと思います。	・太陽光発電設備の設置を建物の上だけに限定することは考えておりません。
151	全体	私は東小川の一住民です。我々は住民として、小川町の自然を愛し、都会にない豊かな環境を好んで住んでいます。全国の人口減少は、仕方のない事です。これから考えても我々の生活様式も少しずつ変化してきます。一度失った自然をもどす事は長年かかります。CO2削減といっておきながら一方森林を伐採する事は如何なものでしょうか？たしかに太陽光発電を取り入れる事の利点には一理あります。ですから、この事にたずさわる行為は、本当に真剣に先をみて取り組む事が大切と思われます。	・ご意見として賜ります。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
152	全体	20年後の廃止は、しっかりととしたビジョンがないと不安です。つまり、この事業にたずさわっていく人々が変わったり、業者が変わったりして責任が確かなものでなくなっていく不安があります。太陽光発電の20年後は、有害物質になっていくのです。その事について、何らふれられず、ともかくスタートしていくのみでは不安です。20年後の廃止について確かなビジョンを打ち出していかなければいけません。我々世代が次のジェネレーションに良い物をつなげていく必要があります。つまり、ステップさせていけるものとしてこの問題に正面から取り組んでください。業者の短期的な金もうけのためなく、どのような世の中をつなげていくかが我々今の大きな課題だと思います。よろしくお願いします。	・ご意見として賜ります。
153	全体	山の木を切り、土を動かした時点ですでに水害土砂災害の心配があります。その対策をする協定を事業者と事前に結ぶのが必要です。	・土砂災害等への対策も盛り込んだ内容で、町と事業者で協定を結ぶことを考えております。
154	全体	このような条例を作ろうと動いていただいている事に感謝申し上げます。今現在、小川町の各箇所で、自然環境を破壊して、地元住民には何の利益もたらさないと思われる太陽光発電事業が進められていることを危惧しております。私たちの暮らしを陰ながら支えて恩恵をもたらしてくれる山林の木々をむやみに切り倒し、災害を誘引するような事業の実施は認めてはならないと強く思っておりまます。太陽光発電施設は長い年月にわたって、地域に存在しうるものなので、事業者には地域住民からの理解を丁寧に取っていただきたいです。一つは安全性。これは欠かすことはできません。もう一つは、生活環境への影響です。地域住民はこれも気にしています。ここをしっかりケアできるような事業でなければ、実施できないようにしてほしいです。小川町に住む、未来の住人達に豊かな自然環境を残すために、そして暮らしやすい環境を守るために、ぜひとも、誰もが不利益を被ることがないよう、有効性のある条例にしていただきたいです。また、世の中の動きは常に変わっていきます。必要があれば、書き換える、追加するなどの対応を臨機応変にお願いいたします。	・ご意見として賜ります。
155	全体	日本各地で問題が起きているように、山林に太陽光発電施設を作ることは不適切であることは明白です。小川町が魅力のある町でありますように、ぜひとも、小川町の山林に太陽光発電施設を作ることはできない事を明記した項目を作っていただきたいです。人工的な施設はなるべくまとめて、自然を残す場所を明確に定め、美しい景観を保つように配慮した開発計画をした上で、むやみに開発できない場所を決めることが進めて、条例の中に盛り込んでいただけると、効果的だと考えます。	・No.148と同様
156	全体	太陽光事業の住民説明会に何度か出席したが、説明する会社が最終的に責任を負うわけではない。設計者と建設業者と事業者が同一の会社ではない。建設開始したとき転売されて事業者が変わっていることも多々ある。聞いていて、何らかの問題が生じたとき責任逃れをし、町の指導にも従わず町民が泣寝入りすることになるのではと不安を感じた。町や町民が損害を被らないための条例であってほしい。町からの指導に従わない場合の罰則規定も必要。	・罰則規定を定めることは考えておりませんが、FIT法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっていることから、国及び県への報告を行うことで、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。
157	全体	太陽光発電所建設について行政区長や水利組合長が地域住民からの不安や疑問を一緒に議論し問題解決を図れる仕組みを盛り込んで欲しい。町と行政区、水利組合、農林業従事者、地主、地域住民、下流域住民、専門家などが一堂に会する機会を設けるなどの規定が必要。	・ご意見として賜ります。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
158	全体	太陽光発電の事業規模に関わらず地域住民より環境影響評価調査の実施が求められた場合は速やかに調査し、その可否について決定してほしい。	・環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります。
159	全体	自然エネルギーとしての太陽光発電は、地産地消のクリーンエネルギーとして重要とは思います。しかし、樹木を伐採し、生態系を破壊し、生活環境を脅かす、自然と暮らしを壊す太陽光発電は、将来にわたって大きな負の遺産を残す結果になります。町の基本計画や環境保護条例等に照らしても、大きく食い違っています。この太陽光に関する条例は、小川町の自然と暮らしを守るために、それに反する場合の太陽光発電設置を規制するためのものであるはずです。しかし、条例案文からは、規制でなく設置する前提で、設置できるための方策を述べているように感じます。これでは、条例を作る意味がないと思います。	・No.48と同様
160	全体	今、プリム跡地の山のメガソーラー問題がマスコミ各社の全国版にも取り上げられ、注目の的になっています。絶滅危惧種が最後の砦にもしている貴重な里山、広大な緑のオアシスを壊し、危険な災害の温床になるのがわかっているのに、なかなか規制がかけられない。全国各地でこのような矛盾と憤りを多くの方が感じていたと思います。その巨大な山、国が動いたのです。動かした原動力は地域住民の粘り強い反対運動、それとタイアップした専門家の知見です。それが県を動かし、国を動かしたのです。だからマスコミが大きく取り上げたのです。まだまだ安心はできませんが、「国を動かした小川町」であることは間違ひありません。その小川町が作る太陽光の条例が、作ることを前提にしたような、事業者中心、いかに住民を納得させるかというようなものであっては情けないというより、恥ずかしいです。町の理念に基づいて、はっきり守るべきものを守り抜く条例にしてほしいです。	第1条 この条例は、太陽光発電設備が良好な生活環境及び景観、豊かな自然環境並びに生物多様性に及ぼす影響に鑑み、当該設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域住民等の安全な生活及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 ・当町いたしましては、太陽光発電事業を全て禁止するのではなく、抑制する考え方のもと、条例を制定するものです。
161	全体	大規模な発電設備の計画は、町全体の将来に関わることなので、説明会の対象者を制限しないようにしてください。現場の近隣住民がいち早く変化に気がつけるので、住民の報告や要請があれば再調査をしていただけるようお願いします。事業の終了後に関しても、町や住民が負担を負うことのないようにあらかじめ両者も協議に参加し、充分な計画を立てられるようにしてください。水利組合や行政区だけが事業計画に関わるのではなく、自然環境に熟知した専門家や住民や町の事業者なども必要に応じて計画に関わることができるようにしてください。小川町の自然は、土地の所有者の利益だけに左右されるのではなく、町の代表的な資源でもあり、一度壊れてしまうと再生までに膨大な年月がかかるものだという認識で、事業計画は厳しく、慎重に行われるべきだと思います。町民としても他人任せにしないで、勉強しながら町づくりに参加できるような条例の制定をお願いいたします。	・説明会の対象者を制限したつもりはありません。一定の影響を受けると認められる方は説明会に参加できるものと考えております。 ・跡地利用につきましては、土地所有者の判断と責任においてされるものであることが前提であることから、本条例で規定することはなじまないと考えております。 ・専門家の意見につきましては、必要に応じ町から意見を求める考えています。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
162	全体	太陽光発電設置に関する町の条例をなぜ作るかといえば、町の環境・景観・生態系などを守るためにものでなくてはならない。そのためには、ただ配慮・考慮・注意などでいいはずがない。ここに設置しては駄目、という区域をはっきり示すものでなくいてはならないと考える。その観点から町から出された案をみるとはなはだ不十分と言わざるを得ない。	・No.48と同様
163	全体	現在小川町を含む比企丘陵は、太陽光発電設置という自然破壊に襲われている。特に里山に囲まれている小川町はその被害が大きい。言うまでもなく、そのためにこの「条例」が必要になったわけである。だからこそ、この自然破壊を食い止める意味を持つ「条例」でなければ、制定する意味を持たない。全国的に見れば、すでに「太陽光発電設置に関する条例」を制定している自治体はたくさんある。特に、長野県、静岡県等の自治体が制定した条例には優れているものが多い。是非参考にしてほしい。小川町の今の現状を憂いでいる人達から、それなりの意見が出ていると思う。そういう人たちの意見をしっかりと読み取って、出来て良かったとみんなから喜ばれる「条例」を制定してほしい。	・ご意見として賜ります。
164	全体	パブコメの手続きが間違っていると思います 理由：『町では、平成29年9月に「小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」等を策定し、太陽光発電事業者に対し、設備の適正導入をお願いしてきたところですが、近年、事業地内からの泥水や土砂の流出事故が発生し、地域住民の不安や懸念の声が高まっています。現在、町では、発電設備の適正な設置及び管理等について基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域の環境及び住民意識を調和させた適正な実施を誘導することを目的として、条例の制定を進めています。このたび、条例（案）を作成しましたので、町民の皆さんからご意見を募集します。』 いきなり条例案紹介だけではパブコメではないでしょう？ 初めて条例を読む・見る人には何が何だか理解できない。不親切の極みです。少なくとも、条例の意図を説明するとか、主要な条例項目ごとに小川町としての考え方・解釈を一緒に載せるべきではないですか？ 本条例に関する関係課の意見も一緒に案内すべきですか？ 私が思う関係する課・組織としては、少なくとも、おがわ学を推進している教育委員会を始め・政策推進課・防災地域支援課・建設課・都市政策課・にぎわい創出課です。これらの関係する課は今回の条例案をどうとらえているかは知りたいところですが如何ですか？ この要求は間違っていますか？ 一般常識的には、条例は、町としての動きであるから、一課だけではなく、各課を巻き込んで、いわゆる「プロジェクト」を立ち上げて条例案を作成すべきと思いますが、そのようなプロジェクトを立ち上げて検討した結果が今回の条例案としたら、プロジェクト名で条例の狙いや込めている意味をもう少し丁寧に説明してくれても良いのではないか？ 一般住民がパブコメしやすい環境を整備するのもパブコメを求める役場の姿勢であるべきではないですか？私の言い分なり、事実誤認・題があれば、パブコメ回答で指摘してください。	・ご意見として賜ります。
165	全体	条例の細かいことはわかりませんが、この条例を作ることによって、町周辺の緑が守られるのであればいいと思います。小規模な太陽光発電施設がこの条例でも租止できないのであればザル法です。特に山林伐採を伴う太陽光発電施設が造られないようにするのがこの条令だと思います。	・当町といたしましては、太陽光発電事業を全て禁止するのではなく、抑制する考えのもと、条例を制定するものです。
166	全体	太陽光発電所設備は全国的に様々な問題が発生している。そこには具体的な規制がない法令により開発が優先されている状況にあると思う。よって、現段階では具体的に示された文言によって条例を作成し法令をカバーして行く必要がある。すでに条例「案」に対して具体的なコメントされていると聞いている。それらを取り入れてすでに本件の条例が制定済の他の市町村より具体的文言により規制の厳しい条例が制定されるべきである。 小川町民憲章 1、自然を愛し 環境を整え 美しい町をつくりましょう	・ご意見として賜ります。
167	全体	「太陽光発電設備が良好な生活環境及び景観、豊かな自然環境並びに生物多様性に及ぼす影響」（第1条）に関する専門家および専門機関を置く条項が無いのは何故ですか？ 加えるのが適切と考えます。 理由 生活環境及び景観、自然環境並びに生物多様性が破壊された地域では、地元行政、住民、事業者のいずれか、あるいはすべてが、太陽光発電設備がこれらに及ぼす影響について杜撰であったことからこうした破壊を招いています。小川町ではこうした事態に備え、予め専門家および専門機関を置くことが適切と考えます。	・専門家の意見につきましては、必要に応じ町から意見を求めることがあります。

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
168	全体	<p>事業者に対する罰則規定が無いのはなぜか？ 加えるのが適切と考えます。</p> <p>理由 悪意ある事業者は、自治体や住民からの牽制や条例法令さえ無視し、その結果、破壊された生活環境、景観、警官、自然環境、生物多様性が残されたという例は、小川町はじめ全国で枚挙にいとまがありません。悪意ある事業者が起こした破壊に対し、これを予防するためには罰則規定が必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罰則規定を定めることは考えておりませんが、F I T法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっていることから、国及び県への報告を行うことで、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。</li> </ul>
169	全体	町民憲章「自然を愛し 環境をととのえ 美しい町をつくりましょう」を基本とする条例とすべきです。太陽光、自然エネルギー促進の名のもとに、山を削り、谷を盛土し、森を切り倒すのは乱開発です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として賜ります。</li> </ul>
170	全体	工事着手は町長、地域住民等と協定を結んだあとに行うとすべきです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.136と同様</li> </ul>
171	全体	抑制区域に建設する場合、環境アセスメントを義務付け、町民憲章「自然を愛し 環境をととのえ 美しい町をつくりましょう」を尊重するべきです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として賜ります。</li> <li>・環境影響評価につきましては、環境影響評価法や埼玉県環境影響評価条例の規定に沿って行うものと考えております。対象とならない事業につきましては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守するよう、事業者に求めてまいります</li> </ul>
172	その他	(基本理念) (素案の内容を復活させる。) 「本町の生活環境、景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成してきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向も踏まえ、その保全及び活用を図らなければならない。」を追加。(併せて、町の「環境基本計画」「エネルギービジョン」「ゼロカーボンシティ宣言」等を踏まえたものとする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初、素案の段階では、第2条（基本理念）を規定しておりましたが、第1条（目的）と内容が重複していたため、基本理念は削除させていただきました。</li> <li>当町の自然環境等に対する基本理念につきましては、「小川町環境保全条例」第3条（基本理念）によるものと考えております。</li> </ul>
173	その他	最初の「素案」第2条の下記のような基本理念の項目は、なぜカットしたのか。戻すべきである。「小川町の生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければいけない」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.172と同様</li> </ul>

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
174	その他	素案にあった「基本理念」を削るべきでない。「小川町の生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することが出来るよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。」この基本理念が柱になり、諸々が決めなければと思う。	・No.172と同様
175	その他	条例素案には第2条に基本理念が書いてありました。が、パブコメ用の案にはカットされています。なぜでしょうか。ここで、町としての姿勢、ビジョンを明確に出すべきです。少なくとも素案にあった内容は盛り込む必要があると思います。それがないところで、第6条の「町民の責務」など納得できるものではありません。「小川町の生活環境…保全及び活用が図られなければならない」を復活する以下条文の数字を+1にする	・No.172と同様
176	その他	最初の「素案」の第2条にあった「基本理念」を復活すべきである。挿入すべき「素案」にあった「基本理念」「小川町の生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。」をいれ、2条を3条に、3条を4条にと順次繰り下げる。 理由 条例の策定及び運用にあたっては、その基本理念は欠くことでのできない大切なものと思う。そしてここに書かれている文章は格調も高く、なぜ新しい「案」から外したのかわからない。	・No.172と同様
177	その他	第2条の最初の「素案」には、下記のような「基本理念」の項目があった。「小川町の生活環境、良好な景観、豊かな自然環境及び生物多様性は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。」と明記してあった。元に戻すべきである。	・No.172と同様
178	その他	素案には「基本理念」の項目がありましたがカットされています。「基本理念」は町の条例の基本スタンスです。復活し、元に戻すべきです。画竜点睛です。	・No.172と同様
179	その他	最初の素案にあった、第2条「基本理念」を再録する。	・No.172と同様
180	その他	「素案」にあった第2条の「基本理念」いれる。 ☆理念なしの条例は意味がないのでは	・No.172と同様
181	その他	「本町の生活環境、景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向も踏まえ、その保全及び活用を図らなければならない。」を追加。 [理由／意見] 第2条として、基本理念を追加し、小川町の生活環境、自然環境が、我々の世代だけのものではなく、先祖から受け継がれ、未来に引き継ぐべきものとして捉えていることを示す。ここで問題とされる太陽光の事業は高々20年、しかも特定の事業者の利益のために行われるものに過ぎない。たたいま現在、我が国の、世界のエネルギーの需給形態は大きく変わりつつある。その変化の基本的な考え方が、上記の条文に収斂されている。この町の自然の恵みは一事業者の利益のためにあるのではなく、将来にわたって、この地域で生活を営む人々のために活用されなければならない。この理念があって、初めて、事業者に対する規制が、正当性を持つ。	・No.172と同様
182	その他	第3条「町は、第1条の目的及び第2条の方針にのっとり、」に変更。	・No.172と同様
183	その他	町の責務は町の財産である豊かな自然環境、それを大事にしている住民の安全を太陽光発電事業により破壊されることのないよう守り抜くことです。山林伐採の太陽光設置は、住民にとってまさに生存権の問題でもあります。「設置NO」の場合の住民の意思を町の責務として最優先にする条例であってほしいです。近年の大規模災害を考えた場合、想定外の被害をもたらします。被災してからでは間に合いません。そのために「必要な措置を実施する」のではないでしょうか。その内容を具体的に示してほしいです。第5条の事業者の責務について、誠意をもって実行させる責任も町にはあるはずです。事業者が実行しないときの町の対処も明示してほしいです。そこで「町は第1条に定める目的」の次に「及び第2条の基本理念」を入れる「運用が図られるよう…実施するものとする」の次に「特に次の点を確認する」として①計画地が禁止区域及び抑制区域外になっているか。②計画地の大小を問わず、生態系保全の観点から、森林伐採の場合、すべての場所で環境アセスを実施することを町の責務として事業者に求める。	・No.172と同様
184	その他	第3条 …第1条に定める目的「及び第2条の基本理念」（挿入）にのっとり…この条例の、…運用が図られるよう必要な措置を実施「するものと」（削除）する。	・No.172と同様

No.	条番号	ご意見（概要）	町の考え方
185	その他	第3条、第4条 「…第1条に定める目的」の後に「及び第2条に定める基本理念」を入れる。 理由「基本理念」を入れることを提案していますので、（そ）れに基づいてのこと。	・No.172と同様
186	その他	第3条 「(町の責務)町は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。」に変更。 第6条 「(市民の責務)市民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。」に変更。 [理由／意見] 第2条に基本理念の追加することにより、(町の責務)(市民の責務)に、以下を書き加えた。	・No.172と同様